



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月5日金曜日 第2071号

### ◇ 目 次 ◇

土地改良事業の工事の完了.....	559
肥料登録有効期間の更新（2件）.....	559
開設許可の内容の変更.....	559
卸売業務の許可の内容の変更（2件）.....	560
卸売業務の廃止の届出.....	560
落札者等の告示.....	560
落札者等の告示.....	560
土地改良区役員の就退任の届出.....	561
土地改良区の定款変更の認可（11件）.....	561
建設業者の許可の取消し.....	562

### 公 告

マンションの売払い.....	562
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	564
争議行為の通知の公表.....	565

### 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	565
-------------------------------	-----

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	566
-------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第778号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年6月5日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	南宇和地区	平成18年3月10日
農業用排水施設整備事業	南宇和地区	平成19年7月15日

#### ○愛媛県告示第781号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55号の規定による地方卸売市場の開設の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成21年6月5日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	開設者市場の名称		変更理由
		変更前	変更後	
水市場第5号	昭和48年2月10日	西条漁業協同組合 西条漁業協同組合 地方卸売市場	西条市漁業協同組合 西条市漁業協同組合 地方卸売市場	合併

農業用道路整備事業	南宇和地区	平成19年7月15日
農地保全事業	南宇和地区	平成19年7月15日
ほ場整備事業	南宇和地区	平成20年3月11日

#### ○愛媛県告示第779号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年6月5日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年6月9日	愛媛県第1194号	魚かす粉末	魚かす粉末7号	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4
平成27年6月9日	愛媛県第1195号	魚かす粉末	魚かす粉末8号	窒素全量8.0 りん酸全量5.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

#### ○愛媛県告示第780号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年6月5日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年6月5日	愛媛県第1236号	魚廃物加工肥料	日振島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量6.0 りん酸全量1.5	含有を許される有害成分の最大量は公定規格の通り	日振島漁業協同組合 愛媛県宇和島市日振島1682番地

○愛媛県告示第 782 号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者 の 名 称 卸売の業務を行う地方卸売市場の名称		変 更 理 由
		変 更 前	変 更 後	
水卸第 5 号	昭和48年 2 月10日	西条漁業協同組合 西条漁業協同組合 地方卸売市場	西条市漁業協同組合 西条市漁業協同組合 地方卸売市場	合併

○愛媛県告示第 783 号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者 の 名 称		変 更 理 由
		変 更 前	変 更 後	
水卸第46号	平成17年 9 月19日	有限会社太陽魚市場	株式会社八幡浜魚市	改組

○愛媛県告示第 784 号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第 8 条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取扱品目類
	住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称		
平成21年 3 月31日	八幡浜市1522番地18	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第 785 号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
愛媛県総合科学博物館プラネタリウム投影機器更新業務一式	愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成21年 5 月21日	株式会社五藤光学研究所 東京都府中市矢崎町四丁目16番地	296 ,100 ,000円	一般競争入札	平成21年 4 月10日

○愛媛県告示第 786 号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
I C 運転免許証作成用消耗品	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2	平成21年 3 月30日	株式会社東芝四国支社 高松市寿町二丁目 2 番 7 号	139 ,860円 (単価)	一般競争入札	平成21年 2 月17日

○愛媛県告示第 787 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市小松町第四土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 義 雄	西条市小松町新屋敷甲755番地
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	原 田 主 税	西条市小松町新屋敷甲31番地第 2
"	野 嶋 克 哉	西条市小松町新屋敷甲459番地
"	村 上 昭 義	西条市小松町新屋敷甲57番地
"	桑 原 好 男	西条市小松町新屋敷甲567番地 3
"	平 井 数 馬	西条市小松町新屋敷甲626番地 1
"	三 原 正 行	西条市小松町新屋敷甲342番地 2
"	安 藤 英 利	西条市氷見丙982番地10
"	久 米 泰	西条市広江291番地
"	今 井 毅	西条市玉之江329番地
監 事	一 色 廣 幸	西条市小松町新屋敷甲108番地 2
"	高 橋 宏 幸	西条市氷見乙1480番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 義 雄	西条市小松町新屋敷甲755番地
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	原 田 主 税	西条市小松町新屋敷甲31番地第 2
"	野 嶋 克 哉	西条市小松町新屋敷甲459番地
"	村 上 昭 義	西条市小松町新屋敷甲57番地
"	黒 川 博 之	西条市氷見乙1165番地 1
"	桑 原 好 男	西条市小松町新屋敷甲567番地 3
"	平 井 数 馬	西条市小松町新屋敷甲626番地 1
"	岡 本 明 一	西条市今在家366番地 3
"	首 藤 誠 之	西条市玉之江148番地 2
"	青 山 俊 英	西条市小松町新屋敷甲1789番地
監 事	一 色 廣 幸	西条市小松町新屋敷甲108番地 2
"	高 橋 宏 幸	西条市氷見乙1480番地

○愛媛県告示第 788 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市見奈良土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 789 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市田窪土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 790 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 791 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市牛淵下井手土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 792 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市北野田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 793 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市南野田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 794 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市上村土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 795 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市上林土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 796 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市樋口土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 797 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市北吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 798 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、

東温市西岡土地改良区の定款の変更を認可した。

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

平成21年 6 月 5 日

○愛媛県告示第 799 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
( 般 ・ 特 - 18 ) 第 1918 号	平成 19 年 1 月 17 日	八幡浜建設(株)	新地 保彦	八幡浜市五反田 1 - 56 - 1	平成 21 年 4 月 1 日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 20 ) 第 15319 号	平成 20 年 5 月 30 日	港湾商事(株)	富田 勇治	八幡浜市五反田 1 - 56 - 1	平成 21 年 4 月 1 日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 16 ) 第 2541 号	平成 17 年 1 月 7 日	山住建設	山住 玄一	西予市宇和町河内 466 - 2	平成 21 年 4 月 16 日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 16 ) 第 10800 号	平成 17 年 3 月 31 日	池上塗装(有)	池上 明	大洲市菅田町菅田甲 897	平成 21 年 4 月 27 日	塗装工事業	建設業の廃止
( 般 - 19 ) 第 16105 号	平成 19 年 5 月 14 日	西田建築	西田 達雄	大洲市上須戒甲 1465 - 1	平成 21 年 4 月 27 日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 ) 第 12513 号	平成 19 年 1 月 12 日	(有)南予石州瓦販売	入田 均	宇和島市三間町迫目 1041 - 11	平成 21 年 4 月 30 日	屋根工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
マンションの売払い
- (2) 売り払う物件の表示

ア 物件番号 1

建	一棟の建物の表示						
	建物の名称	代官山エーデルハイム		所 在	東京都渋谷区代官山町25番地 6		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 8 階建		床 面 積	5,553.38㎡		
物	専有部分の建物の表示						
	家 屋 番 号	代官山町25番 6 の 32		建物の名称	309		
	種 類	居 宅	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建	床 面 積	3 階部分 51.21㎡	
土 地	所在及び地番	東京都渋谷区代官山町25番 6		地 目	宅 地	地 積	1,022.60㎡
	敷地権の種類	所有権		敷地権の割合	10万分の1.296		

イ 物件番号 2

建	一棟の建物の表示							
	建物の名称	代官山エーデルハイム			所 在	東京都渋谷区代官山町25番地 6		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 8 階建			床 面 積	5,553.38㎡		
物	専有部分の建物の表示							
	家屋番号	代官山町25番 6 の33			建物の名称	603		
	種 類	居 宅	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建		床 面 積	6 階部分 46.81㎡	
土 地	所在及び地番	東京都渋谷区代官山町25番 6			地 目	宅 地	地 積	1,022.60㎡
	敷地権の種類	所有権			敷地権の割合	10万分の1,186		

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年 6 月 5 日（金）から 7 月 7 日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年 7 月 7 日（火）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
1	平成21年 6 月23日（火）午前10時
2	平成21年 6 月23日（火）午前11時

(イ) 場所

売り払う物件の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成21年 7 月31日（金）午前10時
2	平成21年 7 月31日（金）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 都道府県会館11階  
愛媛県東京事務所会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う物件の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う物件を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う物件を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う物件を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 6 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 5 月25日	特定非営利活動法人 えがおの会	澤 田 真 生	松山市南久米町73番地 2	この法人は地域、在宅で生活していく中で相談、援助が必要な地域の高齢者、認知症高齢者、障害者、子供やその家族に対して介護保険事業、障害者自立支援法に基づく事業、育児支援事業、各種ボランティア、講演会等を行うことにより、一人が変われば地域は変わるとの理念のもと、人の為、地域の為、社会の為に役立つ行動をして地域住民が支え合って安心して自分らしく幸せに暮らしていけるような地域社会づくりと福祉の増進の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成21年5月26日あったので公表する。

平成21年6月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 2009年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 2009年6月6日正午より本問題が完全解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 真光会	松山市南高井1491

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月5日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 生活環境課長</p> <table border="1"> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td>1～10 省略 11 第29条第1項の規定による申出の受理 12 第29条第2項の規定による調査及び措置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(7)～(12) 省略</p>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1～10 省略 11 第29条第1項の規定による申出の受理 12 第29条第2項の規定による調査及び措置	省略		<p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 生活環境課長</p> <table border="1"> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td>1～10 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(7)～(12) 省略</p>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1～10 省略	省略	
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法	1～10 省略 11 第29条第1項の規定による申出の受理 12 第29条第2項の規定による調査及び措置																		
省略																			
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法	1～10 省略																		
省略																			
<p><b>別表3（第4条関係）</b></p> <p>警察署長の専決事項</p> <table border="1"> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td>1～23 省略 24 第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分 25 第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付</td> </tr> </table>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1～23 省略 24 第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分 25 第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付	<p><b>別表3（第4条関係）</b></p> <p>警察署長の専決事項</p> <table border="1"> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td>1～23 省略 24 第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第5項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分 25 第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第5項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付</td> </tr> </table>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1～23 省略 24 第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第5項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分 25 第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第5項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付				
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法	1～23 省略 24 第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分 25 第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付																		
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法	1～23 省略 24 第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第5項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分 25 第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第5項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付																		

<p>26 ~ 46 省略</p> <p>47 第11条の2第1項、第2項及び第3項の規定によるけん銃部品の提出命令及び仮領置</p> <p>48 第11条の2第4項の規定による仮領置したけん銃部品の返還申請の受理及び返還</p> <p>49 第11条の2第5項の規定による仮領置したけん銃部品の返還</p> <p>50 第12条の3の規定による報告徴収及び受診命令</p> <p>51 第13条の2の規定による公務所等への照会</p> <p>52 第13条の3第1項の規定による調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令及び保管</p> <p>53 第13条の3第2項の規定による銃砲又は刀剣類の返還</p> <p>54 第13条の3第3項の規定によるけん銃部品の提出命令及び保管</p> <p>55 第13条の3第4項の規定によるけん銃部品の返還</p> <p>56 第13条の4の規定による都道府県公安委員会の間の連絡</p> <p>57 省略</p> <p>58 省略</p> <p>59 省略</p> <p>60 省略</p> <p>61 省略</p> <p>62 省略</p> <p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 第29条第1項の規定による申出の受理</p> <p>66 第29条第2項の規定による調査及び措置</p>	<p>26 ~ 46 省略</p> <p>47 第11条の2第1項及び第2項 _____ の規定によるけん銃部品の提出命令及び仮領置</p> <p>48 第11条の2第3項の規定による仮領置したけん銃部品の返還申請の受理及び返還</p> <p>49 第11条の2第4項の規定による仮領置したけん銃部品の返還</p> <p>50 第13条の2の規定による都道府県公安委員会の間の連絡</p> <p>51 省略</p> <p>52 省略</p> <p>53 省略</p> <p>54 省略</p> <p>55 省略</p> <p>56 省略</p> <p>57 省略</p> <p>58 省略</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）</p>	<p>1 第2条第2項の規定による許可の期間の指定</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成21年5月27日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成21年6月5日

愛媛県収用委員会



- 1 起業者の名称  
愛媛県
- 2 事業の種類  
県道岩城弓削線道路改築工事（上高架橋事業・愛媛県越智郡上島町生名地内）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 実 測 (㎡)			
愛媛県越智郡上島町生名	不明。ただし、次の全部又は一部								
	56番	畑		2,350					
	57番	山林		18,852					
	58番	山林	山林雑種地畑	7,282	36,712.72	951.18	別記のとおり		
	59番	山林		5,252	ただし、各筆毎の面積は不明。				
	60番	畑		267					
	61番	畑		1,299					
	62番	畑		323					

別記

不明。ただし、次の者の全部又は一部。									
愛媛県越智郡上島町生名56番及び同62番の登記名義人	亡金城タネ子	法定相続人							池 本 慶 子
愛媛県越智郡上島町生名685番地									井 上 富 美 子
愛媛県越智郡上島町生名57番及び同58番の登記名義人	亡山本國市	法定相続人							濱 田 伸 一
大阪府門真市大字三ツ島176番地の3									濱 田 光
愛媛県越智郡上島町生名61番の登記名義人									
愛媛県越智郡上島町生名429番地									
愛媛県越智郡上島町生名59番の登記名義人									
愛媛県越智郡上島町生名73番地									
愛媛県越智郡上島町生名60番の登記名義人	亡村上武次平	法定相続人							
広島県福山市神村町850番地1						持分16分の1			田 中 富 造
広島県尾道市因島田熊町1098番地2						持分16分の1			山 中 子 子
広島県尾道市因島田熊町1099番地						持分16分の1			田 山 博 子
愛媛県今治市唐子台東1丁目6番地10						持分64分の1			山 吉 淳 子
広島県尾道市因島田熊町15番地18						持分64分の1			岡 野 育 郎
広島県尾道市因島田熊町1083番地						持分64分の1			岡 野 治 子
東京都多摩市鶴牧4丁目5番地 1 - 102						持分64分の1			長 光 清 子
兵庫県神戸市東灘区甲南町4丁目16番11号						持分30分の1			村 上 佳 子
広島県尾道市因島土生町1978番地1						持分30分の1			村 上 幸 子
埼玉県越谷市大字下間久里554番地4						持分180分の11			堀 勝 子
広島県尾道市因島土生町1978番地11						持分180分の11			円福寺 三三子
兵庫県西宮市北六甲台5丁目15番10号						持分36分の1			中 村 穂 美
神奈川県横浜市港南区芹が谷一丁目11番3 - 202号						持分60分の1			高 橋 由 美
千葉県東金市季美の森東1丁目14番地1						持分60分の1			堀 内 麻 里
広島県尾道市向島町8984番地						持分32分の1			高 原 敏 子
大阪府高槻市富田丘町17番4号						持分64分の1			大 谷 紀 代 子
広島県三原市八幡町垣内548番地						持分32分の1			橋 澤 茂 子
広島県尾道市向島町8984番地						持分32分の1			大 谷 朋 江
広島県尾道市因島田熊町1176番地2						持分64分の1			大 近 藤 子
熊本県玉名市岱明町上1111番地30						持分32分の1			森 本 馨 靖
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削468番地						持分32分の1			大 谷 巧 子
大阪府高槻市富田丘町17番4号						持分64分の1			大 谷 篤 司
広島県尾道市因島田熊町1242番地1						持分64分の1			大 谷 光 欣
広島県尾道市向東町3511番地9						持分64分の1			大 谷 吾 平
福岡県福岡市早良区原8丁目21番6号						持分192分の1			近 藤 総 平
埼玉県川口市戸塚1丁目13番29 - 607号	ライオンズ東川口グレーステラス					持分192分の1			近 藤 公 平
大阪府大阪市淀川区加島2丁目2番40号						持分192分の1			渡 邊 雅 子
愛媛県今治市中浜町2丁目2番地の1						持分36分の1			村 上 スヅ子
愛媛県今治市延喜甲730番地の7						持分12分の1			村 上 正 昭
千葉県千葉市稲毛区小仲台8丁目23番8号						持分12分の1			村 上 三 昭
兵庫県神戸市垂水区桃山台2丁目15番地の3						持分36分の1			村 上 直 樹
東京都目黒区八雲2丁目23番10号						持分36分の1			村 上 貴 史